

平成21年度第1回小牧市国民保護協議会会議録

1. 開催日時 平成21年5月20日(水)午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 小牧市役所 南庁舎5階 大会議室

3. 出席委員 別紙名簿のとおり

4. 出席事務局員

総務部	総務部次長	松浦隆則
	総務課長	水野一夫
	総務課長補佐	伊藤武志
	庶務係長	大野将嗣
	庶務係専門員	長田義法
	庶務係主任	江口貴大
消防本部	防災課長	稲山昌敏

5. 傍聴者 0名

6. 会議の内容

1 会長(市長)あいさつ

2 議題

(1) 平成21年度小牧市国民保護協議会委員の紹介について

(2) 小牧市国民保護計画の変更について

ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更(案)について

イ 報告事項 小牧市国民保護計画の軽微な変更について

(3) 小牧市国民保護避難活動マニュアルについて

3 その他

7. [配布資料一覧]

資料1 小牧市国民保護協議会委員名簿

資料2 小牧市国民保護計画の一部変更(案)について

資料3 小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表

資料4 小牧市国民保護計画避難活動マニュアル

資料5 小牧市国民保護協議会条例

【事務局 松浦次長】 (進行)

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、小牧市総務部次長の松浦と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、公開会議となっております。

公開については、平成18年度、第1回小牧市国民保護協議会において、当協議会の会議公開が承認され、会議の傍聴を許可しておりますのでご承知願います。なお、本日の傍聴人はありません。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

- ・**次第**が A4 で 1 枚です。
- ・**資料 1**が「小牧市国民保護協議会委員名簿」 A 4 で 1 枚です。
- ・**資料 2**が「小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」が 1 部。
(※諮問書・新旧対照表・安否情報システムについて・答申（案）)
- ・**資料 3**が「小牧市国民保護計画の軽微な変更にかかる新旧対照表」 A4 で 3 枚です。
- ・**資料 4**が「小牧市国民保護避難活動マニュアル」 1 冊です。
- ・**資料 5**が参考資料として「小牧市国民保護協議会条例」 A 4 で 1 枚です。

資料が足りない場合は、係員が資料をお持ちしますのでお知らせください。

それでは、ただいまから、平成21年度第1回小牧市国民保護協議会を開催させていただきます。

会議の開会にあたりまして、協議会の会長である中野市長よりごあいさつを申し上げます。

【会長（市長）】(あいさつ)

平成21年度第1回小牧市国民保護協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この協議会の委員の大半の方は、小牧市防災会議委員の職にも就いていただいております、先月の20日にお集まりをいただいたばかりであります。

年に一度はこうしてお集まりいただいておりますお互いに顔合わせをすることも大切なことと思っております。

さて、現在、新型インフルエンザが国内で大流行の兆しが出てまいりました。

ここ数日の間に関西地方において200名を超える感染者が発生しております。県内での発生は、まだ確認されておりましたが、予断を許さない状況となっております。小牧市においても、主に保健部門が中心となり、情報の収集や市

民への啓発を行っているところであります。

国民保護とは違いますが、今後の感染拡大の状況によっては、この会議の関係機関の皆さんとの連携が必要となってまいりますのでよろしくお願いいたします。

本日ご審議いただくのは、小牧市国民保護計画の変更（案）についてであります。

国の基本指針及び本年4月に愛知県の国民保護計画が変更されたことにより小牧市国民保護計画の変更が必要となりましたので、国民保護法の規定により、本日の協議会においてお諮りをするものです。

また、平成18年度に小牧市国民保護計画を策定してから2年が過ぎました。この間に軽微な変更がありましたので、この機会に併せて報告をさせていただきます。

内容については、後に事務局より説明がありますが、皆様のご意見を伺い協議をさせていただきます。

委員の皆様方には、どうか忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いを申し上げますとともに、これからの国民保護の推進にご支援とご協力をお願い申し上げます。

【事務局 松浦次長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

この協議会の会長は、国民保護法第40条第2項の規定により、市長をもって充てることとなっておりますので、議事の取り回しについては、会長にお願いいたします。

【会長（市長）】

それでは、本日の議題について、議事がスムーズに進行できますよう、ご協力を賜りたいと思います。

では、会議に入りますが、小牧市国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりますと、「国民保護協議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。」とされています。

委員総数29名のうち、本日ご出席いただきました委員の方は、25名であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

また、本日欠席の委員の方より、会議の議決権を、会長あて委任する旨の委任状が提出されていますことを報告いたします。

それではお手元の次第に基づき、議事を進めたいと思います。

議題（１）「平成２１年度小牧市国民保護協議会委員の紹介について」事務局から説明を求めます。

【事務局 水野課長】

それでは、事務局より、説明をさせていただきます。

当協議会につきましては、国民保護法に基づき、平成１８年３月に、「小牧市国民保護協議会条例」を制定し、設置されました。

また、当協議会委員の任命につきましては、小牧市長が任命し、平成１８年８月２９日付けにて委員の皆様にご就任をいただきました。

当協議会委員の任期につきましては、国民保護法第４０条第５項にて準用する、第３８条第５項の規定により２年となり、昨年、８月２８日で任期満了となったため、平成２０年８月２９日より再任命され引き続きお願いをしているところです。それでは、**資料１**をお願いします。

現在、当協議会は、市長を会長に、委員２９名で組織されておりますが、各団体の委員の異動等により、本年度４月から５名の委員に新しく就任いただきましたので、この名簿をもってご紹介にかえさせていただきます。名簿に網掛けしてあります委員が新しく就任された委員です。

また、委員の任期につきましては、前委員の残任期間となりますのでよろしくをお願いします。

【会長（市長）】

ただ今の説明について、ご質問はありますでしょうか。

（質疑応答）⇒質問なし

特に質問もないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、議題（２）小牧市国民保護計画の変更について、「ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」事務局から説明を求めます。

【事務局 水野課長】

それでは、議題（２）小牧市国民保護計画の変更について

「ア 審議事項 小牧市国民保護計画の一部変更（案）について」説明をさせていただきます。

国民保護法第３９条第３項の規定によりまして、市町村長は、国民保護計画を作成し又は変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問しなければならないと規定されていますので、諮問書により、ご審議をいただくものでご

ざいます。

資料2をお願いします。表紙をはねていただきますと、1ページ目が諮問書でございます。

今回、委員の皆様にご審議をいただく内容については、資料2の2ページから3ページ、大きいA3の用紙両面1枚の「小牧市国民保護計画の一部変更新旧対照表」となります。

変更内容の主なものは、消防庁が構築しました「安否情報システム」について、今年度から本格運用となったことに伴う記述の変更でございます。

それでは、資料2の4ページと5ページの（安否情報の参考資料）をご覧ください。

今回、小牧市国民保護計画の変更箇所である「安否情報システム」について先にご説明いたします。

安否情報システムとは、国民保護法に定められた、武力攻撃事態等における安否情報の収集、提供事務を円滑に行うためのシステムとして、総務省消防庁により開発されたものです。

安否情報とは、氏名、生年月日、男女の別、住所、負傷情報、死亡関連情報、居所、連絡先などをいいます。

システムの本格運用に伴い、国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画においても、当該システムの運用に関する記述の追加がされ、小牧市国民保護計画においても記述の追加を行おうとするものです。

システムの概要について簡単ではありますが、参考資料の、総務省消防庁がホームページ等で紹介しています資料に基づき説明をいたします。

イメージ図をご覧ください。

このシステムは、安否情報の収集・提供を効率的に行うためのシステムとして、避難住民や武力攻撃災害等により死亡・負傷した住民の情報を、市や県が収集整理し国（総務大臣）へ報告します。

国へ集約された情報は、国・地方公共団体で共有され、被照会者の親族や同居者または知人などからの安否照会において、円滑に回答をすることを目的としています。

例えば、小牧市に住むAさんが、武力攻撃事態等により小牧市内の指定避難所へ避難をしたとします。

避難所を管轄する小牧市において、Aさんの申し出により、当該システムによりAさんの安否情報をインターネットを使用し入力します。

このAさんの情報は、避難所より、小牧市、愛知県の順に報告され総務省消防庁のサーバーに登録されます。

このサーバーに登録された情報は、消防庁のホームページから、氏名による

「情報の有無」が検索できます。

例えば、県外等にお住まいのAさんの親戚が、Aさんの安否を確認したい場合には、このホームページにより登録の有無を先に確認します。

検索の結果、登録がある場合には、最寄の市町村や県の窓口にて申請を行えば、Aさんの登録された情報を知ることができるというものです。

また、外国人に関する情報の収集は、日本赤十字社により行われます。

最後に、このシステムは、個人情報を取り扱うことから、高いセキュリティを確保するため、地方公共団体の専用回線 LGWAN を用い、全国データセンターを地方公共団体が共有し、市民等からの照会を円滑に行うためのシステムです。

このシステムを活用し安否情報の収集、整理及び提供が円滑に行われるよう、必要な体制の整備を図ることを小牧市国民保護計画において明記するものです。

これまでは、情報の収集・提供はメールかFAXでのみ行っておりましたが、今後は、安否情報システムも活用していくこととなります。

資料2の2から3ページの新旧対照表では、2ページ上段及び3ページの全部（上下段とも）が、「安否情報システム」による変更でございます。

つづきまして、資料2の2ページ下段の「国・県の現地対策本部との連携」についてご説明いたします。

これまでは、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行うと規定されていましたが、今後は、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合においては、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席することとなったものです。

これら全ての変更内容が、「国民の保護に関する基本指針及び愛知県国民保護計画」の変更に併せて必要となったものであります。また、変更内容につきましては、愛知県尾張県民事務所による事前協議にて「意見なし」と回答を得ておりますことを申し添えます。ご審議をお願いいたします。

なお、ご審議いただき、お認めいただきました場合、協議会から市長へ答申することとなります。資料2の6ページに答申（案）がつけてございます。

新旧対照表（案）とあわせて、答申（案）についてもお認めいただきますようお願いいたします。事務局からの説明といたします。

【会長（市長）】

ただ今、説明のありました内容につきまして、ご意見、ご質問をいただきましたと思います。

【福澤委員】

資料2 新旧対照表中「安否情報システムの利用」について、このシステムを新たに利用することにより、いままでの手段や体制は利用できなくなることによるデメリットはないですか。

また、このシステムを利用することによる人員の確保はどのようにお考えですか。

【事務局】

安否情報システムの利用については、今回新たに追加された項目であり、いままでの手段や体制は削除されたわけではなく、変わらず併用することとなりますのでデメリットは発生しません。

人員の確保ですが、安否情報システムは、予め小牧市に利用権限（パスワード）が付与されており、利用台数及び利用場所も限定されます。

また、国民保護における武力攻撃事態等の災害時には、県から避難所が指定され、そこが安否情報収集受付照会場所となりますので、人員の確保については、限られた人員で対応可と思われれます。

【会長（市長）】

お諮りいたしますが、この小牧市国民保護計画の一部変更（案）及び答申（案）をお認めいただくこととしてご異議ございませんでしょうか。

【委員】

「異議なし」

【会長（市長）】

ご異議なしと認め、当協議会として、この一部変更（案）及び答申（案）を適当なものとして承認することとします。

続いて、議題（2）の「イ 報告事項 小牧市国民保護計画の軽微な変更について」事務局の説明を求めます。

【事務局 水野課長】

資料3をお願いします。

小牧市国民保護計画は、平成19年3月に策定しております。

これまでに、小牧市の機構改革による部署名の変更や自治法改正による助役の名称を副市長に変更したこと、また、障害の「がい」をひらがな表記とする

修正が生じております。

これらにつきましては、軽微な変更として事務局により変更を行ったものでございますので、ご報告とさせていただきます。

【会長（市長）】

事務局からの説明が終わりました。ご質問はありますか。

（質疑応答なし）

特に質問もないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、議題（3）「小牧市国民保護避難活動マニュアルについて」事務局から説明を求めます。

【事務局 水野課長】

それでは、「小牧市国民保護計画避難活動マニュアル」についてご説明いたします。

資料 4の冊子、「小牧市国民保護計画避難活動マニュアル」をお願いします。これは、各委員へ4月に配付をさせていただいているものです。

この小牧市国民保護避難活動マニュアルは、市職員が武力攻撃事態等における避難住民の円滑な避難誘導等を実施するための具体的な方策を示すものとして本年3月に作成したものです。

武力攻撃事態等が発生した場合、市は住民を保護するための避難の実施にあたり、市職員の動員配備、市国民保護対策本部の設置、各種情報の受領・伝達及び要避難地域での住民の避難誘導活動等の一連の活動を迅速かつ適切に行わなければなりません。あらかじめその活動要領を具体的に定め、市職員が円滑に実効性のある活動を実施するための手引書とするものであります。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

なお、この避難活動マニュアルを、既にお持ちの委員におかれましては、お帰りの際、机の上に置いてお帰りいただくようお願いいたします。以上です。

【会長（市長）】

事務局からの説明が終わりました。ご質問はありますか。

（質疑応答なし）

特に質問もないようです。

よろしければ、次第3「その他」に移ります。事務局お願いします。

【事務局 水野課長】

それでは、事務局からその他についてご説明いたします。

今回お認めいただいた答申（案）に基づき、ご審議いただいた内容で小牧市国民保護計画を変更することになりますが、この後の処理といたしまして、今回の新旧対照表をもって、計画の変更とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後におきましても、計画の変更が生じることがあるかと思いますが、必要に応じて、この国民保護協議会を開催したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

では、ここで消防本部より、防護服の実演をご覧ください。

先の4月20日に開催されました小牧市防災会議においては、新型インフルエンザ対策用の簡易型防護服をご覧くださいますが、今回は、NBC災害等の事態に対応する本格的な防護服であります。

消防職員から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【消防署】

⇒防護服の展示

【会長（市長）】

委員の皆様、全体を通してご意見、ご質問等があればお願いします。

（質疑応答）

それでは、これもちまして本日の審議は終了させていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

今後におきましても、国民保護に関連し、いろいろお知恵をお借りすることがあるかと思しますので、引き続き協議会の運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

午後3時 協議会終了